

2023年9月13日

公正取引委員会からの申入れに かかる調査報告について

電気事業連合会 専門チーム
田辺総合法律事務所
弁護士 原田 國男

1	調査の概要 P2 専門チーム設置の経緯、調査目的及び調査事項、専門チームの構成及び調査体制、調査の方法
2	前提事実 P6 電気事業連合会の概要、電気事業をめぐる事業環境の変化
3	調査結果の概要 P10 会員4社に対するヒアリング調査の結果、アンケート調査の結果、電事連役職員に対するヒアリング・ディスカッションの結果、専門チームとしての判断
4	背景及び原因の分析 P25 背景・原因の具体的な内容
5	電事連における独占禁止法違反防止体制 P26 電力小売全面自由化後の独占禁止法違反防止体制、会員4社に対する立入調査後の追加的措置、公取委からの申入れ後の追加的措置
6	独占禁止法遵守徹底に向けた取り組みの提言 P27 会議体の見直し、組織体制の見直し、規程等の整備、研修の充実及び独占禁止法遵守の意識付けの強化

専門チーム設置の経緯

会員4社に対する独占禁止法違反に係る排除措置命令及び課徴金支払命令

電事連会員4社及びその子会社2社は、令和5年3月30日、公取委から、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

電事連に対する申入れと申入れを踏まえた会員会社への周知徹底

電事連は、令和5年3月30日、公取委から、上記独占禁止法違反行為と同様の行為又は独占禁止法違反につながる情報交換が行われないよう、会員各社、電事連役員及び事務局職員に対して周知徹底するよう申入れを受け、同日付けで、会員各社等への周知徹底等を行った。

電事連は、同日、上記申入れに対応するための具体的実施事項として、①事実を把握するための調査、②当該調査を踏まえた今後の対応を発表した。

本専門チームの設置

電事連は、令和5年4月14日、上記取り組みを実施するため、弁護士と電事連事務局による調査チームの設置を決定し、同日付けで本専門チームを設置した。

調査目的及び調査事項

- ① 公取委からの申し入れ内容を踏まえ、以下の事実関係を把握すること
 - 電事連会員間において、電気の小売供給に係る営業活動の方針、状況等について情報交換が行われていた等の指摘に関する確認
 - 一部の会員間において、電事連の会合の機会や、電事連で構築した関係を利用して違反行為に係る情報交換が行われていたという指摘に関する確認
- ② 上記調査の結果に基づく原因分析
- ③ 電事連会員間において、本件違反行為と同様の行為又は独占禁止法違反につながる情報交換が行われないようにするための再発防止策の提言

専門チームの構成及び調査体制

- 調査担当弁護士・・・田辺総合法律事務所 弁護士 原田 國男 外弁護士6名
- ※ 関係資料の提供並びにヒアリング・アンケート対象者に対する連絡・調整等の事務について、電事連コンプライアンス推進本部職員5名の協力を得て調査を行った。

調査の方法

関係資料の精査

- 電気事業連合会規程集の他、電事連の組織に関する内部資料
- 2022年度電事連主催会議一覧表の他、電事連の会議体に関する内部資料
- ヒアリング対象者から提供された資料
- その他、一般に入手可能な公開情報

会員4社(子会社含む)に対するヒアリング

ヒアリング対象者	中部電力株式会社	(経営管理本部3名)
	中部電力ミライズ株式会社	(事業戦略本部1名)
	中国電力株式会社	(コンプライアンス推進部門3名)
	九州電力株式会社	(地域共生本部4名)
	九電みらいエナジー株式会社	(経営企画部2名)
	関西電力株式会社	(総務室・エネルギー・環境企画室4名)
ヒアリング期間	令和5年5月23日～令和5年5月29日	

電事連役職員、OB及び電事連関連会議出席者に対するアンケート

アンケート対象者	電事連役職員 206名	電事連OB(※1)及び 電事連関連会議出席者(※2) 計1,366名
アンケート期間	令和5年7月24日～27日	令和5年8月7日～16日
(a)回答人数	(a)192名	(a)791名(電事連OB) 289名(電事連関連会議出席者)
(b)回答率	(b)95.1%	(b)79.1%

※1 現在会員各社(主要子会社含む)に在籍し、過去に電事連に出向した経験のある役職員

※2 現在会員各社に在籍し、2016年4月以降、電事連関連会議に出席した経験のある役職員

電事連役職員に対するヒアリング・ディスカッション

ヒアリング対象者	【役員】 副会長、専務理事、事務局長(理事)、事務局長代理(理事)2名
	【職員】 企画部長、総務部長、原子力部長、立地電源環境部長、業務部長
ヒアリング期間	令和5年8月4日～令和5年8月9日

前提事実

電気事業連合会の概要

電気事業連合会の目的

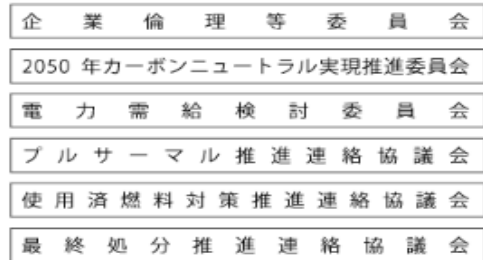
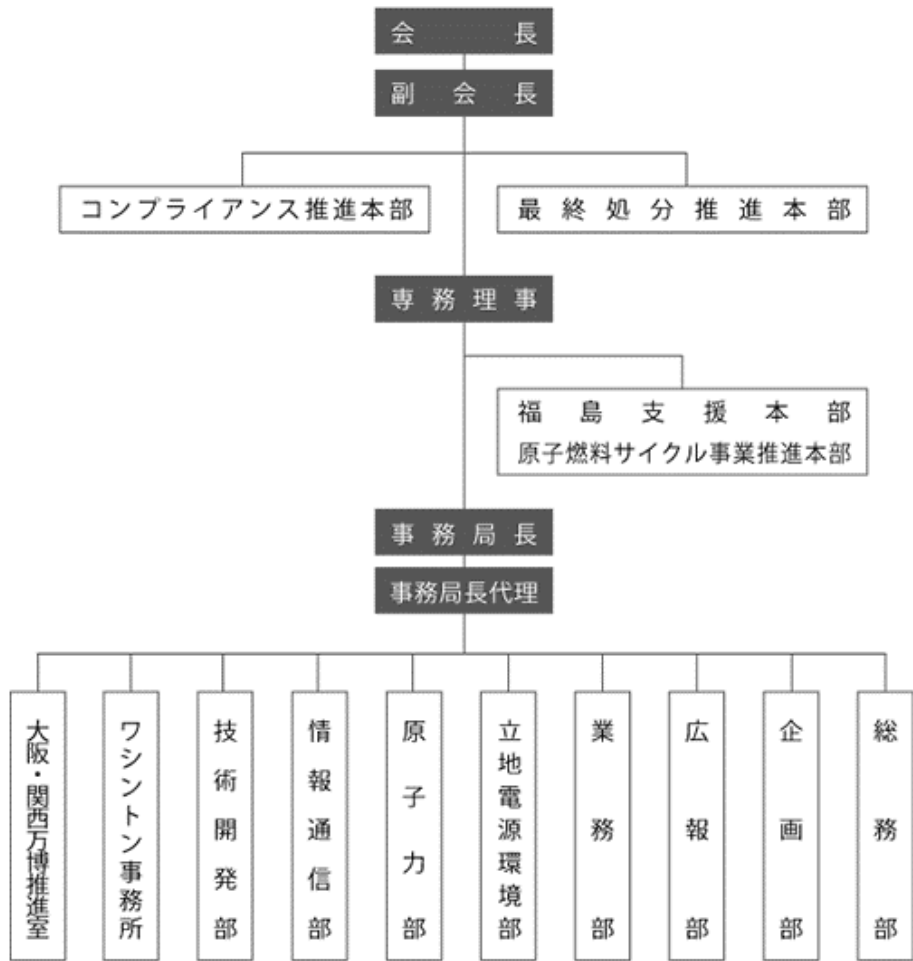
本会は、電気事業の健全な発展を図り、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。(電気事業連合会規約第2条)

電気事業連合会の主な活動

- 電気事業に関する知識の普及、啓発及び広報
(例)報道対応、マス広告・PR活動、ホームページ・SNSによる発信
- 電気事業に関する資料、情報等の収集及び頒布
(例)各種審議会資料等の情報収集、経済団体や研究機関のセミナー・講演会への参加
- 電気事業に関する調査研究及び統計の作成
(例)電気事業に係る国内外の諸情勢や関係法規・ガイドライン等に係る事項の調査研究、各種データ類の集約および公開
- 電気事業に関する意見の表明
(例)パブリックコメント募集への意見提出、審議会へのオブザーバー参加
- その他電事連の目的を達成するために必要な事項
(例)電事連の運営に関する事項など

前提事実

電気事業連合会の組織及び会議体



(順不同)

前提事実

電気事業をめぐる事業環境の変化

電力システム改革

東日本大震災を契機として、大規模集中電源の停止に伴う供給力不足や、計画停電等の画一的な需要抑制といった、現行の電力システムの課題が顕在化した。

こうした課題解決のため、「需要家への多様な選択枝の提供」「再生可能エネルギー等の分散型電源の最大活用」「送配電ネットワークの強化・広域化や送電部門の中立性の確保」を軸に、電力システムに関する改革についての議論が進んできた。

そして、政府は、2013(平成25)年2月の総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会の報告書を受け、同年4月に「電力システムに関する改革方針」を閣議決定した。

「電力システムに関する改革方針」では、電力システム改革の目的として、①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③需要家の選択枝や事業者の事業機会の拡大を掲げ、この目的の下、①広域系統運用の拡大、②小売および発電の全面自由化、③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保という3本柱からなる改革を、3段階にわけて進めることとされた。

これを受け、電気事業法は、2013(平成25)年11月に第1弾改正、2014(平成26)年6月に第2弾改正、2015(平成27)年6月に第3弾改正が行われている。

電力小売全面自由化

2000(平成12)年3月からの特別高圧(20,000V)で受電する顧客(契約電力2,000kW以上[原則])が自由化対象となって以降、2005(平成17)年4月までにすべての高圧の顧客が自由化対象(年間販売電力量の6割を超える)となっている。

その後、2011(平成23)年の東日本大震災を契機に、需要家への多様な選択肢の提供や、多様な供給力の最大活用の観点から検討が行われ、電力システム改革の第2弾として、2016(平成28)年4月から電力の小売全面自由化が始まった。

これにより、一般電気事業者には認められていなかった一般家庭等への電気の供給について、登録を受けた小売電気事業者であれば供給を行うことが可能となった。また、小売参入の全面自由化に伴い、電気事業の類型が見直され、発電(届出)、送配電(許可)、小売(登録)の事業区分に応じた規制体系へ移行した。

なお、電力全面自由化後も、需要家保護を図るための措置として、旧一般電気事業者に対して、経過措置として、当分の間、料金規制(特定小売供給約款:認可制)が継続されている(自由料金での提供も可能)。

会員4社に対するヒアリング調査の結果

電事連が開催する会合の機会を利用した情報交換

① 電事連が開催する会議内における情報交換

認められなかった。

② 電事連が開催する会議外における情報交換

次のとおり、公取委の指摘する「会合の機会を利用」の具体的な状況について確認することができた。

- 2017年11月、電事連が主催する会議の前後において、東京で、会員2社が面談を行った。また、それ以降、合計4回ほど、電事連会員及び電事連も参加する会議の後、会員2社が東京で面談を行った（但し、次頁のとおり、出席者の双方について電事連への出向経験があるケースはなく、出向時の関係を利用して面談が行われたものとは認められなかった。）。
- そのほか、会員間において、役員同士で接触した事実や、東京支社に勤務する従業員同士が東京で接触した事実、従業員が東京の顧客訪問のために上京した際に他の会員の従業員と接触した事実が確認された。

※排除措置命令等の確定前であったため、今後の各社の対応に影響するおそれのある事項（面談における具体的なやりとり等）については聴取していない。

電事連に出向した際に構築した業務上の関係を利用した情報交換

次のとおり、公取委の指摘する「出向した際に構築した業務上の関係を利用」に該当する事実は確認されなかった。

- 4社のいずれにおいても、電事連へ出向したことがある者同士が、出向した際に構築した業務上の関係を利用して公取委の指摘する情報交換を行ったという事実は認められなかった。

もともと、次頁の結果からすれば、「出向の際に構築した業務上の関係を利用しなくても情報交換が可能な関係にあった」とも考えられる。

調査結果の概要

電気の小売供給に係る営業活動の方針、状況等についての情報交換

公取委の指摘では「かねてから」とされているところ、次のとおり、電力小売全面自由化以後においても、会員間において営業活動の方針、状況等に関する情報交換が行われていたことが認められる。但し、当該情報交換が独占禁止法に違反するものであるか否かを判断し得る情報は得られていない。

- 電力小売全面自由化以前、会員同士で意見交換が行われていた。営業に関することについても他社の先進的な制度、組織、システムに関する取組みを共有するといった関係があった。
- 2000年代から2010年代までは、電事連とは関係ないところで、営業に関する勉強会や検討会が開催され、会員各社が様々な話し合いをしていた。
- 電力小売全面自由化以後、各社は独占禁止法違反について注意するようになったが、電事連における接触を制限するルールの設定等、電事連に着目した対策はとられていなかった。
- 電力小売全面自由化以後の2017年頃から、他の会員が自社エリアに進出してきたことによって、同じく当該会員による進出を受けている会員との間で情報交換が増えるということもあった。
- 「仁義切り」という言葉を使っていたかはともかく、他社エリアに進出する際にその旨を伝える（伝えられる）ことはあった。但し、域外進出は経営判断として決定されており、「仁義切り」によって域外進出するか否かの判断が左右されるようなものではなかった。
- 電事連での会合に限らず、他の会員の従業員と面識を持つことがあるが、そのような面識があることを利用して面談するのではなく、面識がない場合であっても業務上のカウンターパートであれば容易に電話での会話や面談をすることができるという業界慣習があった。また、市販されている名簿等を見て自身のカウンターパートを把握して電話するという例もあった。

調査結果の概要

アンケート調査の結果

電事連に関連する会合の機会や電事連出向時の業務上の関係を利用して行われた「電気の小売り供給に関する営業活動の方針、状況等についての情報交換」に関するアンケート結果の概要は、以下の通りである。

場面		回答者数	情報交換あり ※4	うち未公表情報 又は公表不明 情報を含む	うち「仁義切り」 あり	うち公取委 立入後に実施 ※5
電事連が 関係する 会合の機 会	会議	916名※1	12名(1%)	4名	1名	2名
	会議に伴う懇親会	916名※1	17名(2%)	9名	2名	0名
	会議に合わせた 各社の個別会合等	272名※2	13名(5%)	6名	2名	0名
電事連出向当時の上司等との交流の機会		200名※3	13名(7%)	4名	0名	1名
その他(電事連が介在しない)		1,272名	44名(3%)	17名	6名	4名

※1 アンケート回答者(1,272名)のうち、2016年以降の電事連関連会議に出席したことがあると回答した者

※2 ※1のうち、個別に会合・懇親会を行ったことがあると回答した者

※3 アンケート回答者(1,272人)のうち、過去に電事連への出向経験があり、その際に役員又は企画部・業務部所属であり、その当時の上司等と交流の機会があったと回答した者

※4 「情報交換」の対象には、広く一般に公表されている事項や報道されている事項も含む。

※5 「公取委立入後に実施」の中には、詳細な時期を覚えていないと回答した者は含まない。

電事連関連会議内での情報交換について

Q. 電事連に関連する会議で、2016年以降の期間において、「電気の小売供給に関する営業活動の方針、状況等についての情報交換」(広く一般に公表されている事項や、報道されている事項に関する情報交換をも含む)を行ったり、見聞きしたことはありますか。

選択肢	電事連役員職員	OB・会議出席者	合計
ある	1名	11名	12名(1%)
ない	112名	792名	904名(99%)

- 情報交換の時期・・・公取委立入以前:8名、公取委立入以降:2名、時期不明:2名
- 情報交換の内容・・・具体的な情報(※)を交換した:9名
(公表情報:5名、未公表情報:0名、公表有無不明:4名)
- 仁義切りの有無・・・ある:1名(OB・会議出席者)

※ 交換した具体的な情報の内容(選択肢から選択)

- ・ 販売価格・販売数量に関する具体的な計画や見通し
- ・ 顧客との取引や引き合いに関する個別具体的な内容
- ・ 域外供給に関する方針、状況等(仁義切りを含む)

電事連関連会議に伴う懇親会での情報交換について

Q. 電事連関連会議に伴う懇親会で、2016年以降の期間において、「電気の小売供給に関する営業活動の方針、状況等についての情報交換」(広く一般に公表されている事項や、報道されている事項に関する情報交換をも含む)を行ったり、見聞きしたことはありますか。

選択肢	電事連役員職員	OB・会議出席者	合計
ある	2名	15名	17名(2%)
ない	89名	706名	795名(87%)
懇親会自体ない	22名	82名	104名(11%)

- 情報交換の時期・・・公取委立入以前:16名、公取委立入以降:0名、時期不明:1名
- 情報交換の内容・・・具体的な情報(※)を交換した:19名
(公表情報:10名、未公表情報:1名、公表有無不明:8名)
- 仁義切りの有無・・・ある:2名(OB・会議出席者)

※ 交換した具体的な情報の内容(選択肢から選択)

- ・ 販売価格・販売数量に関する具体的な計画や見通し
- ・ 顧客との取引や引き合いに関する個別具体的な内容
- ・ 域外供給に関する方針、状況等(仁義切りを含む)

電事連関連会議に合わせた個別会合等での情報交換について

Q. 電事連関連会議の機会に合わせて行った個別の会合・懇親会で、2016年以降の期間において、「電気の小売供給に関する営業活動の方針、状況等についての情報交換」(広く一般に公表されている事項や、報道されている事項に関する情報交換をも含む)を行ったり、見聞きしたことはありますか。

選択肢	電事連役員職員	OB・会議出席者	合計
ある	2名	11名	13名(1%)
ない	33名	226名	259名(28%)
個別の会合等自体ない	78名	566名	644名(70%)

- 情報交換の時期・・・公取委立入以前:12名、公取委立入以降:0名、時期不明:1名
- 情報交換の内容・・・具体的な情報(※)を交換した:16名
(公表情報:13名、未公表情報:3名、公表有無不明:3名)
- 仁義切りの有無・・・ある:2名(OB・会議出席者)

※ 交換した具体的な情報の内容(選択肢から選択)

- ・ 販売価格・販売数量に関する具体的な計画や見通し
- ・ 顧客との取引や引き合いに関する個別具体的な内容
- ・ 域外供給に関する方針、状況等(仁義切りを含む)

電事連OB同士の情報交換について

Q. 電事連出向当時の上司・同僚・部下との交流で、2016年以降の期間において、「電気の小売供給に関する営業活動の方針、状況等についての情報交換」(広く一般に公表されている事項や、報道されている事項に関する情報交換をも含む)を行ったり、見聞きしたことはありますか。

選択肢	電事連役職員	OB	合計
ある	1名	12名	13名(7%)
ない	7名	180名	187名(94%)
上司等との交流自体ない	3名	35名	38名(9%)

- 情報交換の時期・・・公取委立入以前:11名、公取委立入以降:1名、時期不明:1名
- 情報交換の内容・・・具体的な情報(※)を交換した:16名
(公表情報:12名、未公表情報:1名、公表有無不明:3名)
- 仁義切りの有無・・・ある:0名

※ 交換した具体的な情報の内容(選択肢から選択)

- ・ 販売価格・販売数量に関する具体的な計画や見通し
- ・ 顧客との取引や引き合いに関する個別具体的な内容
- ・ 域外供給に関する方針、状況等(仁義切りを含む)

その他(電事連が介在しない)の場面での情報交換について

Q. 他の会員との間で(電事連とは関係なく)、2016年以降の期間において、「電気の小売供給に関する営業活動の方針、状況等についての情報交換」(広く一般に公表されている事項や、報道されている事項に関する情報交換をも含む)を行ったり、見聞きしたことはありますか。

選択肢	電事連役職員	OB・会議出席者	合計
ある	4名	40名	44名(3%)
ない	40名	1,040名	1,228名(97%)

- 情報交換の時期・・・公取委立入以前:36名、公取委立入以降:4名、時期不明:4名
- 情報交換の内容・・・具体的な情報(※)を交換した:43名
(公表情報:26名、未公表情報:4名、公表有無不明:13名)
- 仁義切りの有無・・・ある:6名(電事連職員:1名、OB・会議出席者:5名)

※ 交換した具体的な情報の内容(選択肢から選択)

- ・ 販売価格・販売数量に関する具体的な計画や見通し
- ・ 顧客との取引や引き合いに関する個別具体的な内容
- ・ 域外供給に関する方針、状況等(仁義切りを含む)

調査結果の概要

情報交換に関するアンケート結果の小括

- 一部の会員の間で、電気の小売供給に係る営業活動の方針、状況等についての情報交換（但し、広く一般に公表されている事項や報道されている事項も含む）や「仁義切り」が行われていたことは否定しがたい。
- 販売価格、販売数量、顧客との取引・引合に関する情報など、具体的な情報（未公表の情報も含む。）の交換が行われることもあった。
- もっとも、電事連の会議やそれに伴う会合、出向時の関係性を利用した情報交換等が、広く行われていたとまではいえない。
- また、会員間の情報交換の機会のほかにもあり、電事連関連会議のみがこのような情報交換の機会となっていたとはいえない。
- なお、公取委の立入（2021年4月12日）以降は、ごくわずかであるが、会員間の情報交換があった。との回答があった。

情報交換といってもその内容は様々であり、競争に与える影響も区々である。そして、独占禁止法上の不当な取引制限（カルテル・談合等）については、何らかの情報交換が行われたことのみをもって直ちに独占禁止法違反行為となるものではない。複数の事業者が、いわゆる意思の連絡を通じて、何らかの反競争効果の実現のために互いの行動を調整し合う関係が全体として成立していることがその要件の一つとされている。

それゆえ、もとよりアンケート調査のみをもって違反行為があったと判断できるものではなく、本アンケート調査は、あくまでも情報交換の概況について把握することを目的として実施したものであり、「情報交換が行われていたこと＝独占禁止法違反行為があったこと」という関係には立たないことに留意されたい。

公取委からの申入れを受けた原因について

Q. 電事連において、公正取引委員会から今回の申入れを受けた原因はどこにあると思いますか。主たる原因と思われるものを最大4つまで選択してください。

選択肢	役職員	OB	会議	合計
独占禁止法に対する理解と認識が甘かったから	100名	446名	165名	711名
会員相互で競争意識より仲間意識の方が強かったから	70名	248名	87名	405名
必要かつ独占禁止法上何の問題もない情報交換と問題となり得る情報交換の線引が難しいから	63名	242名	97名	402名
コンプライアンスに対する意識が不十分だったから	58名	235名	88名	381名
電事連の会議やこれに伴う懇親会の開催が多く、情報交換をする機会が多かったから	37名	164名	53名	254名
電事連開催の会議や懇親会は独占禁止法上問題がないと考えがちであるから	29名	92名	35名	156名
問題と感ずる行為を認識したときの的確な対応ができなかったから	23名	71名	25名	119名
電事連が各社からの出向者で組織されていることにより、そこで形成された人間関係を利用しやすいから	11名	62名	33名	106名
分からない	26名	122名	35名	183名

独占禁止法違反行為を疑われなくするための方策について

Q. 電事連及びその会員が独占禁止法違反行為を行っていると思われる行為が起きないようにするために有用と思われる事項を選択してください。

選択肢(※100名以上が選択したもの)	役職員	OB	会議	合計
電事連で開催される会議において、独占禁止法に関する注意喚起を徹底する	95名	505名	190名	790名
電事連の会議の前後に行われる懇親会における情報の取扱いについてルールを決めて行う	71名	311名	100名	482名
電事連において独占禁止法及びコンプライアンスに関する研修を徹底する	95名	277名	69名	441名
所属会社(電事連出向中の方は出向元)における競合他社との接触ルールを徹底する	39名	251名	92名	382名
独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの周知方法を見直す	56名	209名	69名	334名
電事連の会議や業務で取り扱う課題、テーマを限定する	27名	163名	85名	275名
独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの内容を見直す	16名	117名	51名	184名
電事連におけるコンプライアンス部門の監視機能を強化する	27名	95名	41名	163名
会議や業務に伴って懇親会を開催するのは懇親等の必要性が特に高い場合に限定する	26名	91名	42名	159名

電事連役職員に対するヒアリング・ディスカッションの結果

目的・意義

- ・電気事業の健全な発展や電力の安定供給といった電事連の大きな目的、意義は変わらないという意見が多く聞かれた。また、電力システム改革が進む中で、政策集団としての電事連の重要性は高まっているという意見も多く聞かれた。

会議体・業務

- ・委員会や会議については、再定義や整理が必要という意見があった。
- ・業務についても、既に規制料金制度を除いて小売部門を取り扱わなくなり、送配電部門も分離された中、さらなる検討の余地を示唆する意見もあった。

プロパー職員

- ・会員各社からの出向者が多数を占める現在の体制について、現場に精通した者が電気事業全体をみて政策提言することの重要性を説く者が多かったが、同時に、中長期的にプロパー職員を増やしていくことについて前向きな意見も多く聞かれた。

情報交換等

- ・多くの役職員が、弁護士に相談するなどして慎重に業務を進めている、電事連の会議で独占禁止法違反につながるような情報交換はないという認識であった。
- ・公取委からの申入れを受け、業界として独占禁止法の教育がかなり不足していた、認識や理解が甘いところがあった、襟を正す必要があるという意見が複数あった。

協力と競争

- ・ユニバーサルサービスである電気事業については、原子力政策以外でも協力関係が必要である、安定供給を担う者としての自負心に基づく仲間意識は全否定されるものではないとしつつ、競争という観点から、協力してよい分野と協力してはならない分野を選別して、ルールを設ける必要があるという意見が多く聞かれた。

専門チームとしての判断

会員4社の違反行為について

- 公取委の会員4社に対する令和5年3月30日付け排除措置命令書において、会員4社の違反行為については事実認定が行われているが、現時点では、当該命令に対する取消訴訟を提起している会員も複数あるため、当該行為の存否それ自体について、本専門チームは認定・評価を行わない。

会員4社の違反行為にかかる電事連の関わりについて

- 会員4社の違反行為に係る情報交換が、電事連が開催する会議内において行われたことはなかった。
- 電事連の主催する会議の前後で面談を行い、そこで当該情報交換が行われることがあったとのヒアリング結果を得られているが、当該面談は電事連の主催したものではなかった。
- 当該情報交換について、電事連に出向した際に構築した業務上の関係を利用して行われていたことは認められなかった。

※当該ヒアリング結果をもとに4社の違反行為の存否を認定するものではなく、ヒアリング対象会社の把握する事実の範囲において、電事連の関わりを認定するものである。

調査結果の概要

幅広い層での会員間の情報交換について

- ヒアリング調査及びアンケート調査によれば、会員各社の間で、自由化以後も、様々な場面において、意見交換や交流が行われ、また、電事連の会議でも、一部ではあるが、具体的な情報交換が行われていたとの事実が認められており、公取委の指摘する「かねてから、代表者、役員級、担当者級といった幅広い層で、電気の小売供給に係る営業活動の方針、状況等について情報交換が行われていた」という事実は、本調査においても認められた。（但し前記のとおり、情報交換の存在が認められたことをもって、独占禁止法違反行為が行われていたと評価するものではない。）

域外進出時の「仁義切り」について

- ヒアリング調査及びアンケート調査によれば、会員各社の間で、自由化以後、域外供給を行うのに際し、その旨を伝えること（いわゆる「仁義切り」）はあったとの事実が認められており、「自社の供給区域外において新たな顧客獲得のための営業活動を行う際に、当該営業活動を行う区域を供給区域とする電事連の会員に対して、『仁義切り』などと称して当該顧客に営業活動を行うことなどに関する情報交換が」行われていたという事実は、本調査においても認められた。
- もっとも、アンケート調査の結果において、「仁義切り」が行われたとの回答はわずかであり、「慣習的に行われていた」と評価できるものではなかった。

以上によれば、公取委が指摘した事実をそのまま認定することはできないものの、一定の範囲で公取委が指摘した事実が認められ、公取委からの申入れを受けてもやむを得ない面があったといえる。

背景及び原因の分析

背景・原因の具体的な内容

会員間相互の関係性

長年にわたる会員(旧一般電気事業者)による地域独占という歴史的経緯に加え、安定供給のため、原発、災害対応など様々な場面において協力が必要となる関係にあったこと等から、2016年の小売全面自由化後も、意識改革が不十分で、依然として、会員間には、仲間意識が強く残っていた。

独占禁止法の知識・理解不足

会員各社の電力市場におけるシェアが高く、また、電力市場は自由化(規制緩和)という独占禁止法違反が起こりやすい局面にあったにもかかわらず、電事連では定期的な研修が行われていなかったなどの事情もあり、多数の役職員において独占禁止法の知識・理解が不足していた。

法令等遵守のための体制・ルール等の不備

電事連関連会議等を通じて、他の旧一般電気事業者の役職員との間で頻繁な接触があり、独占禁止法違反につながりかねない情報交換も容易に行われうる環境にあったにもかかわらず、以下の通り、電事連において、独占禁止法などの法令等遵守のための体制・ルール等の整備が不十分であった。

- ・独占禁止法遵守についての内部規程はなく、業務マニュアルとして一応整備されていた独占禁止法遵守マニュアルは十分に浸透していなかった。
- ・会員間の接触の制限については、各会員が定めるルールに委ねていた。
- ・各部門にコンプライアンス担当者はいたものの、コンプライアンス専門の部署は設置されておらず、専任の職員もいなかった。
- ・職員が数年で出向元に復帰するため、電事連におけるコンプライアンスの取り組みは散発的になりがちであった。

電事連における独占禁止法違反防止体制

電力小売全面自由化後の独占禁止法違反防止体制

- 独占禁止法コンプライアンス・マニュアル(「本マニュアル」)の作成(2018年)
- 本マニュアル研修の実施(対象は一部職員のみ)
- 独占禁止法コンプライアンス相談窓口の設置
- 業務遂行上独占禁止法に関し疑義がある場合の外部弁護士への相談(随時)
- 競争分野に関する統計情報取扱いの停止

会員4社に対する立入調査後の追加的措置

- 全役職員対象の本マニュアル研修会の実施
- 電事連主催会議前の独占禁止法遵守に関する注意喚起の実施

公取委からの申入れ後の追加的措置

- 会員に対する独占禁止法をはじめとする関係法令遵守の徹底、不適切な情報交換の禁止、及び会員間における懇親会の設定を控える旨の要請発出
- コンプライアンス推進本部を設置し、専任職員を配置

独占禁止法遵守徹底に向けた取り組みの提言

会議体の見直し

電事連では、会員各社の社長で構成される総合政策委員会が定例的に開催され、その傘下に会員各社の役員、部長、課長等階層毎の委員会や分野別の委員会が多数配置されている。このような会議体自体が会員間の緊張関係を低下させ、仲間意識を醸成し、会員の接触頻度を上げて独占禁止法違反リスクを高める一因となっている可能性がある。加えて、総合政策委員会で決定できる議題に制約がなく、外形的には広範な議題に関し決定しうる体制となっていることが、電事連の会議体運営や取り扱う業務内容の透明性に疑念を抱かせる状況となっている可能性がある。電事連の活動における独占禁止法違反予防及び透明性確保のためには、電事連本来の役割・目的を再確認したうえで、それに合わせた会議体の抜本的見直しが不可欠と考えられる。

電事連の目的・役割の再確認及び機能・業務範囲の見直し

- ・電力システム改革、電力小売全面自由化の趣旨を踏まえ、電事連の目的・役割を整理し明確化するとともに、機能・業務範囲について必要に応じ改めて見直しを行なう。【新規】

会議体の抜本的見直し

- ・総合政策委員会のあり方を含め、委員会及び会議を目的・機能別に再編（統合、分離等）し、電事連の目的遂行上必要であり、かつ独占禁止法遵守の観点から問題のない会議のみを開催し、それ以外の会議は明確に廃止する。【新規】
- ・開催する会議は、その目的を明確にし、必要な議題に絞って議論を行う。出席者や開催頻度についても吟味し、特に業務決定権限を有する者の会議への出席を必要な範囲に限定する。【新規】
- ・上記会議の目的・機能の明確化に伴い、会議の名称も議論する内容に適合した名称に変更する。【新規】

独占禁止法遵守徹底に向けた取り組みの提言

組織体制の見直し

各部門にコンプライアンス担当者(副部長級)が配置され、更に会長直轄組織としてコンプライアンス推進本部が設置されて専任担当者も配置されたところであるが、コンプライアンス推進本部を法令遵守体制の整備・運用を行う中心的組織として位置づけ、機能強化を図る必要がある。また、現状、プロパー社員の割合は少なく、担当業務も限定されているが、ほとんどの職員が会員各社からの出向者で構成されている弊害(独占禁止法に抵触するような情報共有のリスクや競争意識の低下)を防止するとともに、コンプライアンス体制の構築等について継続的な取り組みを可能とするためには、電事連の職員構成の見直しも検討が必要である。

コンプライアンス部門の機能強化

- ・複数部署に分散して実施してきたコンプライアンス関連業務については、原則的にコンプライアンス推進本部の所管として一本化する。【新規】
- ・コンプライアンス推進本部は、各部門のコンプライアンス担当者と連携し、独占禁止法違反行為の予防、内部規程の遵守状況の確認、違反行為の発見及び速やかな是正を図る。【新規】
- ・接触制限ルールに基づく検討の結果、電事連主催会議の出席者、議題の内容等に照らし必要があると判断した場合、コンプライアンス推進本部の専任担当者又は各部門のコンプライアンス担当者が会議に出席し、モニタリングを行う。【新規】
- ・上記モニタリングに加え、会議の重要度等に応じ、電事連主催会議の内容を事後的に検証できる手法を併せて導入する。【新規】

プロパー職員の採用強化

- ・プロパー職員の採用強化を行う。とりわけコンプライアンス部門の職員について優先的に検討する。【新規】

独占禁止法遵守徹底に向けた取り組みの提言

規程等の整備

独占禁止法遵守の意識を高め、違反行為を防止するためには、独占禁止法遵守に関する内部規程を整備し運用する必要がある。また、電事連では、会員が出席する会議を多く主催しているが、会員間、特に業務決定権限を有する役職者間の接触は違法な情報共有に繋がるおそれがある。会員間での接触機会の減少及び接触制限のために、会員間の接触制限ルールを設ける必要がある。

行動指針の改定

- ・行動指針に独占禁止法遵守を明記する。【強化】

独占禁止法遵守規程の策定

- ・独占禁止法遵守規程を策定し、現行の独占禁止法コンプライアンス・マニュアルをその実施マニュアルとして位置づけ、施行する。【強化】

接触制限ルールの設定・運用強化

- ・電事連職員に関し、会議体組織の抜本的見直しにより設置が許可された電事連主催の会議の開催については、コンプライアンス推進本部への事前届出を義務付ける。それ以外で会員その他の競合他社が実際に集まる会議を主催する場合、及び電事連主催でない会議であって会員その他の競合他社が実際に集まる会合に出席する場合については、事前承認・事後報告を義務付ける。【新規】
- ・電事連職員に関し、会員その他の競合他社が集まる懇親会の主催及び出席は、特段の必要性がある場合を除き禁止とする。主催又は出席の必要性がある場合は、事前承認・事後報告を義務付ける。【強化】
- ・電事連会員に対し、電事連の会議出席についても、各社の接触制限ルールを緩和せず他の会議出席と同様に適用し、管理を強化する様要請する。【新規】
- ・電事連主催会議については、議題や出席者に応じリモート開催とするなど接触におけるルールの運用強化を図る。【強化】

独占禁止法遵守徹底に向けた取り組みの提言

研修の充実及び独占禁止法遵守の意識付けの強化

電事連職員の多くが会員からの出向者であり、数年で職員が入れ替わるため、個々の職員の独占禁止法に対する理解を高めるために研修を一層強化するとともに、常に独占禁止法遵守のための意識付けを行うため、日常的な取り組みも併せて継続・強化する必要がある。また、会員からの電事連への職員出向・出向解除に伴う営業情報等の共有リスクを低減させるための取り組みを導入する必要がある。

研修の充実

- ・独占禁止法に関する研修を全職員必須の研修として、実施時期を定めて定期的に実施する。【継続】
- ・各部門の独禁法コンプライアンス担当者向けの研修を実施する。【新規】

会議での注意喚起

- ・会議冒頭での独占禁止法遵守に関する注意喚起を継続的に実施する。【継続】
- ・議題によっては、事前に外部弁護士に相談し、当該議題に即したより具体的な注意喚起を行う。【新規】

情報遮断の意識付け

- ・職員が出向元から電事連へ出向してきた際、及び電事連への出向から出向元に戻る際に、独占禁止法を遵守すること、競争手段を予測させるような自社情報を他社からの出向者に開示しないこと、電事連業務で得られた情報を目的外に利用しないこと、電事連業務で培った人間関係を利用して営業情報等の共有その他の独占禁止法に抵触するおそれのある行為を行わないこと等について誓約させる。【新規】

独占禁止法上の疑義が生じた場合の相談窓口について、継続的に職員に周知し、必要な場面で電事連内及び外部専門家に速やかに相談できる体制を整備する必要がある。

相談・通報窓口の再周知

・内部通報窓口及び独占禁止法相談窓口を再周知。【継続】

外部弁護士への相談体制の強化

・独占禁止法に関し疑義が生じた場合に、速やかに相談が可能となるように、外部弁護士への相談について周知。【継続】

【今後の検証及び見直し】

独占禁止法遵守徹底に向けた取り組みについては、定期的にその内容を検証した上で、法令改正及び電事連を取り巻く状況の変化等に対応し、必要な修正を行っていく必要がある。

公取委の申入れにより、電事連の会合の機会や電事連で構築した出向による人間関係を利用して、小売供給の営業に関する情報交換がなされていたのか、調査を行うことになった。公取委がこのような申入れをする以上、かなりの根拠があるとみるのが当然であり、そうであれば、電事連は、カルテル等の独占禁止法違反の温床という見方も無理はない。そこで、アンケートとヒアリングを行い、その実体に少しでも接近しようと試みた。

調査方法や内容は本報告のとおりであるが、その結果は、そのような実体は認められなかった。公取委の申入れでも、もとより電事連でカルテル等が行われているという指摘はないが、それをうかがわせるような証拠もなかった。回答総数1,000件を超えるアンケートの結果では、会合でそのような情報交換があったとするものは、1パーセントにすぎない。電事連の会合でかかる情報交換が広く恒常的に行われていたとはいえない。

しかしながら、1パーセントとはいえ、会議でこのような情報交換があったとするものがあること自体は、無視できないことである。99パーセントがなかったというアンケート結果に満足するわけにはいかない。仁義切りなど一部でこのような情報交換が行われていたのも事実である。そうであれば、公取委から申入れを受けたのもやむをえない面があった。

しかも、公取委からこのような申入れを受けたことには、理由がある。それは、電事連がどういう組織で何をしているのか外部からは分からないからである。10社の社長が一堂に会する総合政策委員会でのどのような議題を扱っているのか外部からは分からない。要するに、会議体運営や取り扱う業務内容についての透明性が足りないのではないか。

そうであれば、透明性を持たせるためにいろいろな施策を実現する必要がある。種々の改善策を本報告では提案している。是非、取り入れて、法令遵守にしっかりと取り組んでいることが外部からも分かる形で上記の透明性を高めてもらいたい。

そして、公取委からの申入れを受けた原因について、アンケート結果によれば、会員相互で競争意識よりも仲間意識が強かったことをあげるものがかなりあった。地域独占で垂直一貫制度のもとで醸成された仲間意識は、それ自体悪いことではないが、2016年の小売全面自由化以降、基本的に競争関係にあるから、これまで形成された意識を改革しなければならない。本報告では、かなり厳格な接触制限の規制を導入するなど、この意識改革に資する諸提案をしている。

電事連の役職員に対するヒアリングにおいて、電気事業の健全な発展や電力の安定供給といった電事連の大きな目的、意義は変わらない、電力システム改革が進む中で政策集団としての電事連の重要性は高まっているという意見が多く聞かれた。そうであれば、万が一にも電事連の会合等で独占禁止法違反行為が行われ、その活動が大きく制約されることがあってはならない。また、電事連が独占禁止法違反の温床であるかのように疑いの目で見られることがあってはならない。

専門チームとしては、電力システム改革等により電気事業を取り巻く事業環境が大きく変化する中、電事連が、公取委の申入れ及び本調査を契機としてその在り方を真摯に見直し、社会の厚い信頼を得て、電気事業の健全な発展のためにその役割を全うしていくことを切に願う次第である。